

処分に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、日本学生野球憲章第7章に基づく処分および処分に付随する指導、並びに、処分の解除・変更に関する審査決定手続を定める。

(手続における通信手段)

第2条 この規則の定めにしたがい書面の提出を必要とする場合には、書面に代えて、ファックス、電子メール等の通信手段によることができる。この場合、日本学生野球協会事務局は、当該当事者に対して、必要に応じて同一内容の書面の提出を求めることができる。

(免責)

第3条 審査員、日本学生野球協会、日本学生野球協会の役員および事務局職員は、故意または重過失による場合を除き、審査手続に関する作為または不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(処分手続における野球部の代表者)

第4条 野球部に対する処分手続においては、学校長が加盟校の野球部を代表する。

(処分手続における住所地)

第5条 部員、選手または指導者に対する処分手続においては、部員、選手または指導者の住所は、所属する加盟校の住所地とする。

2 審判員または学生野球団体の役員に対する処分手続においては、審判員または役員の住所は、所属する学生野球団体の住所地とする。

第2章 処分申請について

(処分申請)

第6条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、事案の調査に基づき処分を相

当と認めるときは、日本学生野球協会に対して次に掲げる事項を含む書面をもって処分申請を行う。

① 処分対象者の表示

ア 処分対象者が野球部の場合は、野球部名および加盟校名

イ 処分対象者が部員または選手の場合は、所属する加盟校名

ウ 処分対象者が指導者の場合は、所属する加盟校名、加盟校における身分および野球部における役職

エ 処分対象者が審判員または学生野球団体の役員の場合には、所属する学生野球団体および役職

オ 処分対象者が学生野球団体の場合は、学生野球団体名

② 処分の対象となった事実

③ 処分の種類と内容を定めるに考慮すべき事実

④ 処分の内容(有期の処分の場合にはその始期と終期)についての意見

⑤ 処分に付随して行うべき指導についての意見

⑥ 関係者の弁明の内容および関係者が自ら提出した弁明書

⑦ 処分申請を行った日

2 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、緊急に処分の効果を生じさせる必要があるときは、日本学生野球協会に対して書面をもって緊急審査を申請することができる。

3 第1項の処分申請は、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が処分の対象となる事実を知った日から3か月以内に行わなければならない。但し、処分対象たる事実について3か月以内に調査を完了することが困難な場合は、審査室にその旨を報告し、処分申請の期間の延長を求めることができる。

4 第1項の処分申請は、処分の対象となる事実があつてから3年を経過した場合には行うことができない。

5 日本学生野球協会審査室は、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟に対して、本憲章に違反する事実があると疑われるときは、事案の調査を求めることができる。

(処分手続の非公表)

第7条 学生野球団体は、本規則に基づき審査室が処分を決定するまでの間、事案に関する公表を行わない。ただし、審査室長が公表を承認した場合はこの限りではない。

第3章 審査室による処分に関する審査

(審査の請求)

第8条 日本学生野球協会は、本規則に基づく処分申請があった場合は、すみやかに審査室長に審査を求める。

(審査手続の開始)

第9条 審査室長は、審査請求があったときは、すみやかに審査手続を開始する。

(審査の原則)

第10条 審査室は、処分申請に対し、公正かつ迅速に審査し、処分を決定する。

- 2 審査手続は審査室長の指揮のもとに行い、書面審査を原則とする。
- 3 審査は、審査員の過半数の出席をもって行う。
- 4 審査室の議決は、出席した審査員の過半数をもって行う。
- 5 審査事案に何らかの形で関与したことがある審査員および審査事案に利害関係を有する審査員は、当該審査事案に関して審査員として審査に加わることはできない。
- 6 前項に該当する事実がある場合は、当該審査員の請求によりまたは審査室長が職権で当該審査員が当該審査に加わることはできない旨を宣言する。
- 7 審査員は、当該審査事案について当事者と直接連絡をとってはならない。
- 8 日本学生野球協会役員および事務局長は、審査室長の許可を得て意見を述べるができる。

(事案の解明のための措置)

第11条 審査室は、処分申請者、処分対象者またはその他関係者に対して、事案の解明のために、事実関係についての説明および証拠資料の提出を求め、または現地調査をすることができる。

- 2 審査室は、審査期日において、当事者または関係者を聴聞することができる。

(手続の非公開など)

第12条 審査室における審査およびその記録は、非公開とする。

- 2 審査室は、審査結果を適当な方法により公表する。
- 3 審査員および日本学生野球協会の関係者は、審査手続を通じて入手した事実を他に漏らし
てはならない。ただし、前項に基づき公表された事実はこの限りでない。

(審査記録)

第 13 条 審査室は、審査を録音・録画することができる。

- 2 審査室は、審査の日時、場所、出席者の氏名および審査事項の概要を記載した審査記録を作
成する。
- 3 審査に関するすべての記録その他の情報は、日本学生野球協会が保管する。

(処分の通知)

第 14 条 審査室は日本学生野球協会会長に対して、書面をもって処分決定を通知する。

2 前項の処分決定通知には次の事項を含む。

- ① 処分申請者の団体名
- ② 処分対象者の表示
 - ア 処分対象者が野球部の場合は、野球部名および加盟校名
 - イ 処分対象者が部員または選手の場合は、所属する加盟校名
 - ウ 処分対象者が指導者の場合は、所属する加盟校名、加盟校における身分および野球部
における役職
 - エ 処分対象者が審判員または学生野球団体の役員の場合には、所属する学生野球団体
および役職
 - オ 処分対象者が学生野球団体の場合は、学生野球団体名
- ③ 処分の内容および処分に付随する指導の内容
- ④ 処分手続の経過
- ⑤ 処分の理由
- ⑥ 処分の年月日

(処分の通告)

第 15 条 日本学生野球協会は処分対象者に対して、処分決定を口頭で通告し、その後すみや
かに処分決定書を送付する。

- 2 前項の処分決定の通告および処分決定書には、前条第 2 項の事項を含むものとする。
- 3 第 1 項の処分決定の処分対象者への通告および処分決定書の送付は次の方法による。
 - ① 野球部に対する処分においては、所属する学生野球団体を通じて、当該加盟校の学校長に通告・送付する。
 - ② 部員、選手または指導者に対する処分においては、所属する学生野球団体および加盟校の学校長を通じて、当該対象者に通告・送付する。
 - ③ 審判員または学生野球団体の役員に対する処分においては、所属する学生野球団体を通じて、当該対象者に通告・送付する。
 - ④ 学生野球団体に対する処分においては、当該学生野球団体の代表者に通告する。
- 4 日本学生野球協会はこの記録を処分決定日から 10 年を経過する日まで保管するものとする。

(処分決定の効力)

第 16 条 処分は、処分が対象者に告知された時効力を生じる。

- 2 処分対象者は、憲章第 31 条第 1 項に基づき不服申立**ができる**。
- 3 前項の申立があった場合でも、**審査室または**日本スポーツ仲裁機構により、処分決定が取り消され、または処分決定の効力が停止されるまでの間、処分決定は効力を失わない。

第 4 章 緊急審査

(緊急審査委員会)

- 第 17 条 審査室長は、第 6 条第 2 項の緊急審査の申請があり、その必要を認める場合には、3 人の審査員からなる緊急審査委員会を設置し審査させる。審査室長は、緊急審査委員会の長を指名する。
- 2 審査室長は、特に緊急性が高い場合には、1 人の審査員で構成する緊急審査委員会をして審査させることができる。
 - 3 審査室長は、あらかじめ前 2 項の審査員を指名しておくことができる。

(緊急審査委員会による審査)

第 18 条 緊急審査委員会による審査は、第 3 章に定める手続を準用する。

第 5 章 処分の解除・変更

(処分の解除・変更)

第 19 条 審査室は、処分決定後、処分内容を解除・変更することができる。

2 処分内容の解除・変更の審査、決定に関する手続は、第 2 章および第 3 章の規定を準用する。

第 6 章 本規則の改正手続

(本規則の改正手続)

第 20 条 本規則を改正するには、あらかじめ、審査室の意見を求めなければならない。

附則

(経過措置)

第 21 条 本規則制定以前に生じた事実に関する本規則に基づく処分申請については、本規則を適用する。

(施行日)

第 22 条 本規則は平成 22(2010)年 4 月 7 日から施行する。

平成 29(2017)年 2 月 27 日改正 施行

以上